夢　づ　く　り　市　民　活　動　補　助　金　審　査　の　基　準

瑞浪市夢づくり地域交付金等事業審査会規則第7条に定める審査及び事業実績評価基準は、次のとおりとする。

1．事前審査

ア　必須評価項目（適合していない場合には、補助金事業として認められない項目）

◆瑞浪市夢づくり市民活動補助金交付要綱第3条第2項に掲げる事項との適合性について

1　市の実施する事業と重複しないこと。	適　・　否
2　宗教・政治活動に関するものでないこと。	適　・　否
3　市又は市が助成する団体による他の補助金や交付金の対象でないこと	適　・　否

イ　その他の評価項目（補助事業として望ましいものであるかを判断する項目）

◆瑞浪市夢づくり市民活動補助金交付要綱第3条第1項に掲げる事項との適合性について

1　成果目標や目的がしっかり設定されていること	5・4・3・2・1
2　まちづくりに対する熱意や正しい認識があること	5・4・3・2・1
3　独自の課題認識に基づき創意工夫がみられるものであること	5・4・3・2・1
4　成果目標と予算の配分が適正であること	5・4・3・2・1
5　事業を確実に実施できる能力を有すること	5・4・3・2・1
6　わかりやすいプレゼンテーションであること	5・4・3・2・1

2．事後評価

ア　自己評価項目（事業の有効性を団体が自ら評価する項目）

1　事業終了後も今後につながる成果が得られたか	5・4・3・2・1
2　成果目標が達成されたか。	5・4・3・2・1
3　団体の組織強化につながったか	5・4・3・2・1
4　予算が課題解決のために効果的に使われたか	5・4・3・2・1

イ　審査会評価項目（事業の有効性を客観的に評価する項目）

1　成果目標や目的が達成されたか	5・4・3・2・1
2　事業の波及効果はどのようであったか	5・4・3・2・1
3　適正かつ効果的に経費が支出されたか	5・4・3・2・1
4　課題がどの程度解決され、課題に対して事業の工夫がどの程度の効果を発揮したか	5・4・3・2・1
5　他の団体の模範となる事業であったか（事業手法、市民の参加状況など）	5・4・3・2・1

※評価段階　5：高く評価できる、4：評価できる、3：普通、2：あまり評価できない、1：評価できない

※ 1．事前審査のイ、評価項目については、30点満点中21点以上であれば適合したと認める。